

## 武蔵野市国民健康保険条例の一部改正について（概要）

### 1 改正の理由

#### (1) 税率等の改正

被保険者の減少や高齢化の進展等による保険税額の減少並びに医療の高度化及び被保険者の高齢化等に伴う医療費の増加の影響を踏まえた国民健康保険事業における財政の健全化を図るため、第 1 期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画（令和 3 年度改定版）に基づき、令和 4 年度以後の国民健康保険税（以下「保険税」という。）の所得割率及び均等割額の引上げを行う。

#### (2) 子育て世帯向け支援策の創設・改正

##### ア 国制度の制定

①全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 3 年政令第 253 号）及び②全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 3 年厚生労働省令第 154 号）の施行に伴い、令和 4 年度から未就学児に係る保険税（料）均等割額を半額軽減する措置の導入に伴う軽減制度を制定する。

##### イ 市独自制度の改正

1 (1)の税率等の改正に伴う多子世帯への負担に配慮するとともに、1 (2)アの国制度の制定に伴い、武蔵野市独自の子どもに係る保険税の均等割額相当額の減免制度の所得要件及び年齢要件を改正する。

#### (3) 民法（明治 29 年法律第 89 号）の改正による成年年齢の引下げに伴い、結核医療給付金の規定を改正する。

#### (4) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正による条項の追加に伴い、参照する各規定を改正する。

### 2 改正の内容

#### (1) 税率等の改正

##### ア 被保険者所得割率の引上げ（第 9 条、第 11 条関係）

項目	改正前	改正後
基礎（医療）分	<u>5.00%</u>	<u>5.10%</u>
後期高齢者支援金等分	<u>1.80%</u>	<u>1.95%</u>
介護納付金分	<u>1.50%</u>	<u>1.65%</u>

イ 被保険者均等割額の引上げ（第10条、第12条、第16条第1項関係）

項目	改正前	改正後
基礎（医療）分	<u>25,900円</u>	<u>27,400円</u>
後期高齢者支援金等分	<u>9,800円</u>	<u>10,600円</u>
介護納付金分	<u>12,200円</u>	<u>12,900円</u>

※低所得者軽減の軽減額については、第16条第1項に規定する。

(2) 子育て世帯向け支援策の創設・改正

ア 国制度（未就学児均等割軽減）の創設（第16条第2項関係）

未就学児に係る均等割額について、下表のとおり保険税を半額軽減する。

項目	均等割額 (2(1)の改正後)	軽減額
基礎（医療）分	27,400円	<u>13,700円</u>
7割軽減世帯	8,220円	<u>4,110円</u>
5割軽減世帯	13,700円	<u>6,850円</u>
2割軽減世帯	21,920円	<u>10,960円</u>
後期高齢者支援金等分	10,600円	<u>5,300円</u>
7割軽減世帯	3,180円	<u>1,590円</u>
5割軽減世帯	5,300円	<u>2,650円</u>
2割軽減世帯	8,480円	<u>4,240円</u>

イ 市独自制度の改正（付則第18項関係）※詳細別紙参照

武蔵野市独自の子どもに係る均等割額相当額の減免制度について、対象世帯の所得要件を400万円以下から500万円以下に拡充し、減免対象となる子どもの年齢要件を18歳未満から6歳以上18歳未満へ変更

(3) 成年年齢を20歳から18歳に引下げ（第5条の2関係）

(4) 地方税法第703条の5第2項が追加されるため、同法第703条の5第1項を追加

3 武蔵野市国民健康保険運営協議会の答申とその対応

2(1)及び2(2)の内容について、本市の国民健康保険運営協議会に諮問し、今年10月5日及び28日における審議のうえ、答申をいただいた。答申において、子育て世帯等の多人数世帯は均等割額の影響が大きいため過重な負担とならないよう配慮されたいとのご意見をいただいたことを受け、2(2)のイの所得要件について諮問案の400万円以下から500万円以下に修正した。

4 施行期日

令和4年4月1日（令和4年度以後の年度分の保険税について適用）